

区域界設定図

豊倉町地区

名称	条例別表第3 の該当区分	建築物の用途	凡例
豊倉町地区	条例別表第3 の3の項 地域活力 再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	地形地物
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	筆界
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	見通し界
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
	条例別表第3 の2の項 工場、店舗等 周辺区域	・別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）で建築できる建築物	地形地物 筆界 見通し界
		・別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）で建築できる建築物	地形地物 筆界 見通し界
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」